

主幹教諭の職の設置に伴う教育職給料表の勧告についての概要

愛知県人事委員会(委員長 那須國宏)は、平成20年2月4日、議会及び知事に対し、教育職給料表について勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

勧告の概要

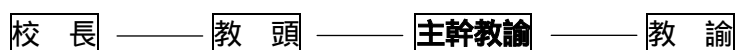
平成20年度から新たに設置する主幹教諭の給与について、その職に見合った適切な処遇を図るため新たな職務の級を創設することが適当であると認め、職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)について、現行の教育職給料表を全国人事委員会連合会が新たな職務の級に対応するため作成した教育職参考モデル給料表に準じ、当該職の設置に合わせて改定するよう勧告するもの

<参 考>

【主幹教諭の職の設置】

- ・ 学校教育法の改正により、平成20年度から小中学校等に新たに副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を設置することができることとなった。
- ・ 文部科学省は、平成20年度義務教育費国庫負担金の予算措置として、既存の教職員配置を一部見直した上で定数改善を行うとともに、主幹教諭等の本給について教頭(3級)と教諭(2級)の間に新たな職務の級を創設するなどの処遇を行うこととした。
- ・ こうした状況を踏まえ、愛知県教育委員会は、平成20年度から主幹教諭の職を設置することとしている。(小中学校に50人配置予定)

【主幹教諭の位置付けと職務】



校長等助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等つかさどる。

【教育職給料表の改正内容】

教育職給料表(二)の職務の級に**特2級**を新設

(級別標準職務表)

職務の級	標準的な職務
1級	助教諭、養護助教諭又は講師の職務
2級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	主幹教諭の職務
3級	教頭の職務
4級	校長の職務

教育職参考モデル給料表

公立学校の教員給与については、教育公務員特例法に国準拠の規定が設けられていたが、平成16年度から国立大学が法人化されたことに伴い当該規定が廃止された。このため、教育職給料表について、全国人事委員会連合会(人事委員会の全国組織)が参考モデル給料表を作成している。